# 第37回さいたま市自治基本条例検討委員会

# 次 第

平成23年10月11日(火)午後6時45分~ さいたま市役所第2別館第1会議室

- 1 開 会
- 2 議題
- (1) 今後の進め方について
- (2) 自治基本条例について
- 3 その他
- 4 閉会

# 【配付資料】

次第

資料1 さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方(案)

資料2 最終報告(たたき台)に関する主な検討課題

参考資料1 市民から寄せられた意見

# さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方(案)

会議	日程			主な検討テーマ		
			(1	(1) 今後の進め方について		
			(1	)   ※最終報告書の周知等を含	含む。	
			(0	、 最終報告書の構成等につい	<b>ヽ</b> て	
第 37 回	10月11	日(少	(2)	)   ※構成は中間報告と同様~	でよいか。	
			(3	) 自治会連合会の要望書への	り対応について	
			(4	) 全般	主語「市は」について	
			(5	) 第2条(定義) ほか	「市」の定義について	
			(1	)	意見交換会等での意見への対応について	
			( 0	) ダッタ (学業)	「市民」・「区民」の定義について	
			(2	) 第 2 条(定義)	※住民が中心であることを明記するか。	
笠 20 同	10 日 17	n /F			「市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやす	
第38回	10月17	口()	(3	) 第1条(目的) ほか	い <u>まち</u> をつくることを目的とします」につ	
					いて	
			(4	) 第2条(定義) ほか	「 <u>地域又は社会</u> の課題」について	
			(5	第1条~第3条、第6条	「市民自治」の定義等について	
				第3条(自治の基本理念)	「国及び埼玉県と対等…」を「国及び他の	
			(1	) 第31条(国、埼玉県等と		
				の関係)	地方公共団体と対等…」等とするか。	
			(2	) 第 10 条(議員の責務)	修正案(複数有)について	
第 39 回	10 H 25		(3	) 第15条(個人棲報の促業)	個人情報の外部提供に関する規定(第2項	
- 第 59 凹	10 月 25	ц ()		第15条(個人情報の保護)	の追加)について	
			(4	) 第16条(市民参加の促進)	修正案(対案有)について	
					前文について	
			(5	前文等	最終報告の総論部分(最終報告の基本的な	
					考え方) について	
			(1	第 19 条(住民投票)	別に定める"住民投票に関する条例"につ	
第 40 回	11月	∃ (	)		いて	
			(2		修正案(対案有)について 	
			(3	<u> </u>	条例の名称について	
第 41 回	11月	∃ (	) (1			
		`	(2		最終報告書(全般)について	
第 42 回	11月	∃ (	)	最終報告書(最終確認)	最終報告書(最終確認)	
第 43 回	12月	∃ (	)	予備日	予備日	
第 44 回	12月	∃ (	)	予備日		
	12 月	∃ (	)	一市長に提出一		

<sup>※</sup> ニュースレター (ヌゥといっしょに考えよう) №.5 についても、検討が必要。

# 最終報告(たたき台)に関する主な検討課題

### 1 第1条(目的)について

- ① 修正案でよいか。全体的に「豊かで暮らしやすい」と記述しているがどうか。
- ② 全体的に「地域及び社会をつくる」を「まちをつくる」と修正したがよいか。

(目的)

#### 最終報告(たたき台)原案

### 最終報告(たたき台)修正案

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明示 第1条 この条例は、自治の基本理念を明示 し、市民の権利及び責務、議会及び市長そ の他の執行機関の役割及び責務、まちづく りに関する基本的事項等を定めることによ り、市民自治の確立を図り、もって豊かで 暮らしやすい地域及び社会をつくることを 目的とします。

し、市民の権利及び責務、議会及び市長そ の他の執行機関の役割及び責務、まちづく りに関する基本的事項等を定めることによ り、市民自治の確立を図り、もって市民が

幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちを つくることを目的とします。

#### 「地域及び(又は)社会」について 2

- さいたま市市民活動及び協働の推進条例における「協働」の定義「市及び市民活動 団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対 等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。」から引用している表現 だが、自治基本条例で同様に使用するかどうか。
  - ⇒「まちづくりの課題」に修正してはどうか、という意見があった。

#### 最終報告(たたき台)修正案

(定義)

#### 第2条「省略]

(9)協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に 向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。

(市民の責務)

# 第6条[省略]

- 2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。
- (1)[省略]
- (2)[省略]
- (3) 次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。

### (議員の責務)

#### 第10条[省略]

2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに 地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。

など

# 3 「市民自治の確立」と目的等との関係について(第1条~第3条、第6条関係)

○ 最終報告(たたき台)原案では、これらの関係は次のとおり。

# ③ "豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくる"

「市民自治」をその定 義に置き換えると、① ②がくりかえされる。

# ② "市民自治を確立する"

※「市民自治」=市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、 市も市民のための市政を行うこと



- ① "市民が主体的にまちづくりに取り組む"
- ① "議会及び市長その他の執行機関は、市民のための市政を行う"
- ⇒修正案では、「市民自治」を手段ではなく、状態として捉えた。

第2条第7号「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民 とともに市民のための市政を行うという自治の姿をいいます。」

第6条第1項「市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治 の確立に努めるものとします。」

⇒さらに「市民自治」の定義(第2条第7号)について、修正意見が出ている。

最終報告(たたき台)修正案	再修正意見
(定義)	(定義)
第2条[省略]	第2条[省略]
(7) 市民自治 市民が主体的にまちづくり	(7) 市民自治 市民が主体的にまちづくり
を行うことを基本として、市 <u>も市民とと</u>	を行うことを基本として、市 <u>は</u> 市民のた
<u>もに</u> 市民のための市政を行う <u>という</u> 自治	めの市政を行う <u>とともに、市民と市がと</u>
の姿をいいます。	もに進める自治の姿をいいます。

#### 4 「市民」・「区民」の定義について(第2条第2号、第3号)

○ 「住民」を中心とすることを記述するか。

最終報告(たたき台)修正案	再修正意見				
(定義)	(定義)				
第2条[省略]	第2条[省略]				
(2) 市民 住民、市内で働き、若しくは学	(2) 市民 住民 <u>を中心として</u> 、市内で働き若				
ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の	しくは学ぶ者、及び公益的活動、事業活動				
活動を行う者若しくは団体をいいます。	その他の活動を行う者若しくは団体を <u>含め</u>				
	<u>た、広い意味での市民</u> をいいます。				
(3) 区民 区内に住む者、区内で働き、若し	(3)区民 区内に住む者 <u>を中心として</u> 、区内				
くは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その	で働き若しくは学ぶ者、及び公益的活動、				
他の活動を行う者若しくは団体をいいま	事業活動その他の活動を行う者若しくは団				
す。	体を含めた、広い意味での区民をいいます。				

# 5 主語「市は」について

○ 「市は、」と主語としているところについて、「議会及び市長その他の執行機関は、」 「議会及び行政は、」とした方がよいとの意見がある。

# 6 「市」の定義について(第2条第4号)

最終報告(たたき台)修正案	再修正意見
(定義)	(定義)
第2条[省略]	第2条[省略]
(4)市 議会、市長その他の執行機関及び	(4) 市 議会、市長その他の執行機関及び
職員 <u>を置く地方公共団体である</u> さいたま	職員からなる、市民に代わってまちづく
市をいいます	りに関する議事・執行を行う機関である
	さいたま市をいいます。

# 7 第3条(自治の基本理念)について

- ① 第2項「議会及び市長その他の執行機関」に職員が含まれていないがどうか。
- ② 「埼玉県」の記述について修正意見があった。 ※第31条(国、埼玉県等との関係)も同様。

最終報告(たたき台)修正案	再修正意見
(自治の基本理念)	(自治の基本理念)
第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り	第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り
組みます。	組みます。
2 議会及び市長その他の執行機関は、その	2 <u>市(又は)市長、職員等</u> は、その役割及
役割及び責務を果たし、市民のための市政	び責務を果たし、市民のための市政を行い
を行います。	ます。
3 市は、国及び <u>埼玉県</u> と対等な立場に立っ	3 市は、国及び <u>他の地方公共団体</u> と対等な
て協力関係を築くとともに、自立的かつ自	立場に立って協力関係を築くとともに、自
律的な市政運営の実現を目指します。	立的かつ自律的な市政運営の実現を目指し
	ます。
(国、埼玉県等との関係)	(国、埼玉県等との関係)
第31条 市は、国及び <u>埼玉県</u> と対等で協力	第31条 市は、国及び <u>他の地方公共団体</u> と
的な関係を築き、相互に連携して市のまち	対等で協力的な関係を築き、相互に連携し
づくりを積極的に推進するものとします。	て市のまちづくりを積極的に推進するもの
	とします。
2 [省略]	2 [省略]
3 [省略]	3 [省略]

# 8 第10条 (議員の責務) について

○ 複数の修正案がある。

#### 最終報告(たたき台)修正案

(議員の責務)

#### 【修正案1】

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、<u>市民全体の利益を</u>考え、法令等を遵守して、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。

#### 【修正案2】

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、<u>法令等を遵守する</u> とともに、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。

#### 【修正案3】

- 第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければなりません。
- 2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに 地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。

# 9 第15条 (個人情報の保護) について

○ 個人情報の外部提供に関して、修正案のとおりでよいか(情報提供を受ける者に守 秘義務を課すこと等が必要か)。

#### 最終報告(たたき台)修正案

(個人情報の保護)

#### 第15条「省略]

2 市は、危機(第25条第1項に規定する危機をいう。)への対応など市民生活の安全及び 安心を守るためその他公益上特に必要がある場合には、個人情報であっても、目的を達成す るために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、市民に提供するよう努めなければな りません。

#### 10 第16条(市民参加の推進)について

- ① 見出しについて、「市政への」と記述するかどうか。
- ② 第1項について、市民を主語とする条文とするかどうか。

#### 最終報告(たたき台)修正案

(市民参加の推進)

第16条 市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の推進に取り組まなければなりません。

#### 【修正案】

(市政への市民の参加)

- 第16条 市民は、自らの意見を市政に反映させるため、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます。
- 2 [省略]
- 3 [省略]

# 11 第19条(住民投票)について

- 別に定める「住民投票に関する条例」について、「常設型」か「非常設型」について も自治基本条例で明記しない(無理な場合は「非常設型」)ことについて
  - ⇒ 技術的には可能だが、それが適切なのかが問題。「別に条例で定めるところにより」として、それがどのような条例か決められないまま(今後検討していくと) 条文にすることが適切なのか。

#### <茅ヶ崎市自治基本条例の例>

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接 に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。[第2項、 第3項は省略]

### (逐条解説抜粋)

本項は、条例を制定することにより住民投票ができることを確認するものであり、 あらかじめ住民投票条例を制定しておくのか、事案が発生するたびに住民投票条例 を制定するのかについては、規定していません。

最終報告(たたき台)原案	最終報告(たたき台)修正案				
(住民投票)	(住民投票)				
第19条 市は、市政に関する重要な案件に	第19条 市は、市政に関する重要な案件に				
ついて <u>、</u> 住民の意思を確認するため、 <u>案件</u>	ついて住民の意思を確認するため <u>、住民の</u>				
<u>ごとに</u> 別に条例で定めるところにより、住	<u>意向を踏まえ</u> 、別に条例で定めるところに				
民投票を実施することができます。	より、住民投票を実施することができます。				
2 [省略]	2 [省略]				
3 [省略]	3 [省略]				

# 12 第33条 (実効性の確保) について

○ 条を分けて詳細に記述するかどうか。

# 最終報告(たたき台)修正案

#### (実効性の確保)

- 第33条 市長は、この条例の実効性の確保を目的として、この条例に関する周知及び啓発、 運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行うため、(仮称) さいたま市市民自治基 本条例運用推進委員会(以下「運用推進委員会」という。)を置きます。
- 2 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとにこの条例の見直しの検討を行 わなければなりません。この場合において、市長は、運用推進委員会の意見を聴かなければ なりません。
- 3 第1項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 【修正案】

(必要な制度、仕組みの整備)

第33条 市は、この条例の内容の具体的実現のために、必要な条例の制定及び改正その 他必要な制度及び仕組みの整備を行わなければなりません。

#### (推進委員会の設置)

- 第34条 市長は、この条例の運用及び市民自治の推進を図るため、市民の参加による(仮称) さいたま市市民自治推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置きます。
- 2 推進委員会は以下の活動を行います。
- (1) この条例に関する周知及び啓発
- (2) この条例に関する運用状況の調査及び実績の評価
- (3) 市民自治の推進のために必要な施策の検討
- (4) この条例の見直しの検討
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

#### (条例の見直し)

- 第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の見直 しを行わなければなりません。
- 2 前項の見直しに当たっては、市長は、推進委員会の意見を聴かなければなりません。

# 市民から寄せられた意見

自治基本条例の御市住民軽視が甚だしい件について

条例の中で、他市住民に市政に参画する権利を与える一方、まちづくりに努めるものとするとありますが、具体的にどのようにして、他市住民に「努めさせる」のでしょうか?

さいたま市住民によって選ばれた市長や議会が他市住民にも配慮した市政に取り 組むというのも、おかしな話です。自分達が選んだ市長や議員は自分達のために頑張 って欲しいと思うのが普通だと思います。

既に制定、施行された自治体もありますが、何か成果があったのでしょうか? こんな理念やスローガンばかりの条例ではなく、具体的なまちづくりに力を入れている都市もあります。

こんな条例は、結局「ハコ物」と変わらず、捉え方によっては利用したものだけが、 したい様にできるだけの条例だと思います。

住民投票にしても然りで、住民によって投票された結果を、市民、つまり他市住民の福祉の向上も考慮して判断するとなると、投票した住民の意思はどこに行くのでしょうか? 考えられません。

また、常設型、非常設型の検討もするようですが、常設型は、請求されれば議会で 審議されることなく、必ず実施されますので例えば「竹島を韓国にあげましょう」と いう内容の住民投票も実施しなくてはなりません。

まさか、賛成多数になるとは思えませんが(投票請求者、投票者に外国人を含んだ場合は、賛成多数もありえる)審議もされない題材で、数回住民投票が行われれば、市の財政は持ちません。

普通に考えて、住民のことを考える市長ならば、「常設型」を推奨できるはずはありません。

住民投票で外国人にも権利を与えられるよう運動している団体があることを考えても、慎重にならざるを得ないはずです。この条例への反発は、ネットの中では相当強くなっています。

どうか慎重に、願わくば廃案にして頂きたいと思います。

以上、1名の方からの意見(一部要約)